



題字は斎藤邦吉先生書

発行所

昭和 48 年 3 月 14 日
厚生省環第 171 号認可
全国環境整備事業
協同組合連合会
〒103-0027 東京都
中央区日本橋 2-9-1
竹一ビル 4 階
TEL (03) 3272-9939
FAX (03) 3272-9938

環境整備事業関係広報紙

【4月号】

本紙は一般廃棄物・浄
化槽保守点検清掃・産
業廃棄物等の取扱業
者による全国団体の
広報誌です。
会員・関係企業・官公
庁・地方公共団体に頒
布しております。

目次

- 1面……年12回の浄化槽保守点検は不要
- 2面……設置者の不信払拭する制度改正を
- 3面……国会でも使用者負担増を議論
- 4面……設置者の不信感払拭する制度改革を

浄化槽に過剰な年12回点検は必要ない

一般家庭用に普及している20人槽以下の浄化槽の保守点検回数は、浄化槽法施行規則第6条で「4月に1回以上」と定められている。(資料―1)この「以上」を理由に必要な年12回点検が業者の都合や地域一律で行われており、さらに維持管理の上で環境省が定めている技術上の基準が守られず、1分〜5分程度の手抜き点検が横行しているという問題がある。平成26年10月の参議院環境委員会での「以上」を削除すべきとの国会質疑を背景に、石原環境大臣(当時)が議論の場として「浄化槽の在り方に関する懇談会」の設置を指示。過剰な保守点検回数「年12回点検」を中心に議論が行われた。

法令・規則の遵守を推進

全国環境整備は10年ほど前から、下水道法を一部改正し、適切に管理されている浄化槽の接続義務を免除すべきとして、国会や関係省庁に働きかけてきた。その際、国交省や下水道関係団体から「浄化槽の維持管理は『タラメ』と言われ、よくよく聞くと年12回点検が象徴的なものであることが分かった。このため内部で正しい作業内容へ改める必要がある」として、全国環境整備は法

令・規則を遵守する取り組みを推進している。

また近年は少子高齢化、核家族化の進展が著しい。総務省の国勢調査(資料―2)によると、家族構成が4人までの世帯は全体の92%だが、そのうち2人家族以下の世帯が60%を占めている。

一般家庭用に製造・設置されている浄化槽は、(一財)日本建築センターの性能評価試験を受けることになっているが、保

守点検回数は最少回数の年3回(20人以下の浄化槽)で試験され、処理機能が十分発揮できることを前提に作られている(資料―4)。

最少回数で性能発揮前提に製造

性能評価の細則には、浄化槽法で「規定された数を超えて性能試験され、浄化槽が認定される。施行規則で定める最少回数とする」とあり、

行規則に掲げる回数を上げていない。また性能評価の申請では、点検回数が施行規則どおりか事前に確認され、条件をクリアしていないと受理されないとも聞く。従って、国土交通大臣の認定を受け製造される浄化槽は、施行規則に掲げている最少回数で性能が十分発揮できるものである。浄化槽の多くは5人槽、7人槽が主流であり、このように年3回の保守点検で十分対応できる。一般家庭では、年3回の最少回数を上回る過剰な年12回点検は必要ない。

(2面へ続く)

資料―1

〔浄化槽法〕

昭和 58 年 5 月 18 日 法律第 43 号

(浄化槽管理者の義務)

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

〔浄化槽法施行規則〕

昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号

(保守点検の回数の特例)

第6条

2 浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く。)	2週
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし(屎)尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

3 環境大臣が定める浄化槽については、前2項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前3項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

金沢から
全国、海外に...

誠意と信頼の
ネットワーク



■取扱商品

エアーポンプブロー
水中ポンプ・陸上ポンプ
給水ポンプ・薬注ポンプ
水質検査器・理化学機器

ガス検知器・送排風機
配水管清掃機器・薬剤
各種産業用ベルト・ホース
浄化槽用消毒薬・維持管理剤

電動工具・制御機器・記録紙
浄化槽関連部品・FRP補修剤
マンホール・その他

水処理関連機器の総合商社

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

資料－ 5

消毒剤の種類

消毒剤	メーカー	製造開始年	主成分	
ハイクロン	日本曹達㈱	S40以前	次亜塩素酸	水分により膨化
ハイライトクリーン	日産化学工業㈱	S40年代後半	イソシアヌール酸	膨化を改善
ボンシロール	四国化成工業㈱	S40年代後半	イソシアヌール酸	
メルサン	日本曹達㈱	S58	イソシアヌール酸	
ペースリッチ	多木化学㈱	H2	イソシアヌール酸	

昭和 55 年 07 月 構造基準
尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件
(国土交通省告示第 1292 号)
・消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して
行うことができる構造とすること。

昭和 63 年 03 月 構造例示型製造開始

平成 18 年 10 月 小型合併浄化槽の構造及び維持管理
(財団法人日本環境整備教育センター)
・塩素剤が 4 ヶ月以上受け入れられ、かつ補給操作が容易である

資料－ 7

保守点検記録票による時間測定

社団法人全国浄化槽団体連合会

平成 7 年 4 月

小型合併処理浄化槽

維持管理業務委託費の算定要領書

合併処理浄化槽（5～10人槽）の保守点検記録表の解説

1. 最初（鏡）の部分及び最後（まとめ）の部分について

内容	
(1) 最初（鏡）の部分	2.2 分
施設名称、点検年月日、時刻、管理者名、天候、気温、処理対象人員、 実使用人員、メーカー名、型式名、処理方式、巡回要件、等の記入	
(2) 最後（まとめ）の部分	2.4 分
所見、管理者への連絡事項、保守点検担当者名、会社名、緊急連絡先、 等の記入、報告	

2. 嫌気ろ床接触ばっ気方式の手順

(1) 駐車	0.5 分
(2) 管理者への挨拶	1.3 分
(3) 浄化槽周辺の点検（フロア一点検含む）	2.3 分
(4) 保守点検の器具、機材の準備	1.0 分
(5) 水質検査	
①消毒槽放流水の外観、残留塩素測定	1.1 分
②沈殿槽放流水の外観、臭気、透視度、PH測定	4.3 分
③接触ばっ気槽の外観、臭気、透視度、PH測定	3.0 分
④嫌気ろ床第 2 室の外観、臭気、透視度、PH測定	0.9 分
⑤嫌気ろ床第 1 室の外観、臭気、透視度、PH測定	0.9 分
(6) 単位装置の保守点検	
1) 消毒槽	2.8 分
2) 沈殿槽	3.9 分
3) 接触ばっ気槽	4.1 分
4) 嫌気ろっ床槽	2.0 分
5) 流入管渠	1.0 分
6) 原水ポンプ	(※設置なし) ……
7) 油脂分離槽	(※設置なし) ……
8) 放流管渠	0.4 分
9) 放流ポンプ	(※設置なし) ……
(7) 電機系統の保守点検	(※設置なし) ……
(8) 機械室 換気装置、付属機器の保守点検	(※設置なし) ……
(9) 上下水積算流量計、電気計等の検針	(※設置なし) ……
(10) 保守点検用の器具、機材の片付け、周辺清掃	1.7 分

合計 35.8 分

国会でも使用者負担増を議論
国会でも問題提起され、平成 19 年 10 月 30 日と、同年 6 月 3 日の衆議院環境委員会では、民主党の末松義規議員が保守点検の回数、点検時間について質問した。一部の県で保守点検が不当に多く実施され、その点検時間も他県と比較して非常に短いことを問題視した。

参議院環境委員会では、民主党の小見山幸治は、参議院議員が不必要な保守点検が使用者に過度な負担を強いていることを平成 24 年 7 月 26 日、同年 6 月 16 日まで 5 回にわたり訴えた。浄化槽の「性能評価試験」で年 3 回の保守点検で性能が確保さ

その後も今年 3 月 10 日、水野賢一参議院議員が参議院環境委員会です小回数以上の保守点検を実施する場合は説明責任があるのではないかと質問があり、消費者庁から「契約に関しては、契約内容

ブロワ、薬剤も技術的に進歩
年 12 回点検を行っている業者は消毒剤補充のため必要と主張するが、消毒剤の種類は、原料が次亜塩素酸からイソシアヌール酸という膨化しない薬に変わり（資料 5）、薬剤筒もスリットによる調整機能が付き、点検時に満タン補充することでも 4 ヶ月以上消毒効果は持続できる構造となっている。浄化槽メー

要と言うが、送風機は 10 年以上、故障せずに稼働しているのが 50% ほどあるという調査結果（資料 6）がある。いち早く送風機停止を発見するには送風機停止警報器の設置が有効で、水質が悪化する前に対応できる。ブロワの技術進歩を見ても、年 12 回点検は必要ない。

資料－ 6

送風機の稼働状況

設置年	設置から初回故障までの期間										設置数 (現存)	故障	未故障	未故障割合	
	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年					10年
2000			3	16	8	12	7	4	4	1	3	114	58	56	49%
2001		2	3	10	13	8	4	1	3	3	5	105	52	53	50%
2002		1	5	2	15	8	5	3	3	4	1	96	47	49	51%
2003			1	14	7	7	5	4	1	1	3	74	43	31	42%
2004			6	7	3	6	5	6	1	2	3	71	39	32	45%
2005		1	1	8	14	4	5	3	4	1		73	41	32	44%
2006			2	6	9	9	4	6	5	2		77	43	34	44%
2007			2	2		5	4	4	8			119	25	94	79%
2008			1			3	6	2				122	12	110	90%
2009		2	1	1	4	2	4					116	14	102	88%
2010			1	5	1	2						107	9	98	92%
2011				1								91	1	90	99%
2012			1	1								99	2	97	98%
2013												90	0	90	100%
2014												80	0	80	100%
2015												61	0	61	100%

0基 6基 27基 73基 74基 66基 49基 33基 29基 14基 15基 1495基 386基 1109基

2ch DO/pH計

DOP-10Z

1台でDO、pH、ORP、水温測定



同時測定は避けてください。同一試料水にDOプローブ及びpH電極を同時に浸水させる同時測定は避けて各単独測定をしてください。

DOモード	DO:0.00～30.00mg/L 気中酸素:0.0～30.0% 水温:0.0～50.0℃
pHモード	pH:0.00～14.00pH mV:-1900～+1900mV ORP:-1900～+1900mV 水温:0.0～50.0℃

マルチレンジ残留塩素計

RC-V2

低濃度残留塩素から
高濃度次亜塩素酸ナトリウムまで測定



測定対象	塩素酸塩水、電解次亜生成水、水道水、浴槽水、遊泳プール
測定範囲	DPDモード 0.00 ～ 3.00mg/l
	RC-Lモード 0.0 ～ 20.0mg/l
	RC-Hモード 0 ～ 300mg/l
	RC-Tモード 0 ～ 3000g/l
	RC-Uモード 0.0 ～ 200.0g/l

比色試験器

アクアテスター、DPD試薬

1Z / 2Z シリーズ (9段階測定) 7Z シリーズ (10段階測定)



DPD残留塩素測定試薬

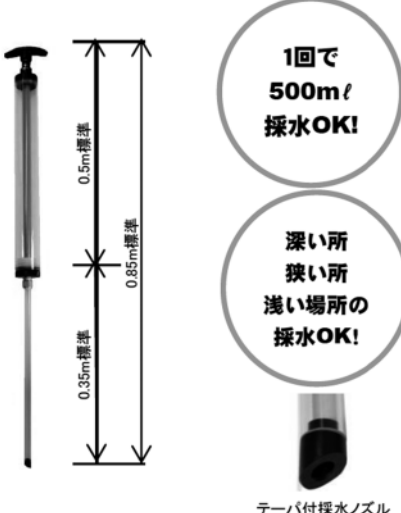
比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインアップ



DPD-GL-10 DPD-GL-10 DPD液体試薬 DPD-WA-50 DPD-WA-50 DPD液体試薬 DPD-F-1 DPD-F-1 遊離残留塩素試薬 DPD-TL-1 DPD-TL-1 全残留塩素試薬

ピストン式採水器

ミズテッポ1号／2号



濁度、PH/ORP計、DO計、塩素イオン計
レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計
COD計、各種試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化工業株式会社

本社:埼玉県久喜市吉羽1-10-10
TEL 0480-23-1781 FAX 0480-23-2749
URL http://www.krkJpn.co.jp

年12回点検で、保守点検回数の増加に応じて費用負担が増大するといふ事実は認められなかったと言わが、年12回点検の作業内容の確認はされていない。5分程の年12回点検と、環境省の定める技術上の基準に従った保守点検作業35・8分の年3回とを混濁してはならない。仮に、年12回点検で1回当たり2千円とすると年間2万4千円。一方、年3回点検で1回当たり5千円とすると年間1万5千円。その差は9千円となり、1回当たりの料金は安く感じるが、不要な料金である。

浄化槽設置基数が10万基で9億円、10年経つと90億円もの巨額な差となる。耐震偽装問題、マンションの傾斜問題や食品横流し問題など偽装問題は後を絶たない。「点検回数は多ければ多いほどいいに決まっている」と発言する業界関係者もいるが、現在の保守点検の実態を継続することは、手抜き作業、偽装点検を黙認する行為である。

浄化槽に対する設置者の不信感を払拭するためには、隠蔽体質を改め、業界の規範を正し、技術上の基準を守ることが最優先。国の制度も国民である浄化槽の設置者に、わかりやすい表現とされるべきである。

設置者の不信感払拭する制度改革を



●.リニアフリーピストン方式ブロウ.●

長 寿 命

突然停止しない

楽々メンテナンス

シリーズ
30L~200L

切替バルブユニット
MVU-200

右ばっき用と
左ばっき用が選べます

2口タイマー付ブロウ
LAG-80B

省エネブロウ
LAX-60

警報器付ブロウ
LAA-80

故障前の
異常発見で
さらなる
長寿命へ
☆次世代ブロウ☆

修理研修受付中／デモ機依頼お気軽に！

www.nitto-kohki.co.jp

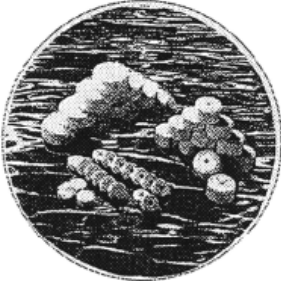
日東工器株式会社

メド一事業部 東部販売課 〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258
西部販売課 〒537-0001 大阪市東成区深江北 2-10-10 Tel:06-6976-3271 Fax:06-6976-3841

浄化槽用殺菌・消毒剤(医薬品)

ポンシロール®

- ① 吸湿・膨張(棚吊)せず不溶解分がほとんどありません。
- ② 簡便で経済的な維持管理が出来ます。
- ③ 長期間の保存にも耐え、品質低下もほとんどありません。



水は生命のみならず、快適な生活環境を守るために、私達が使った水はきれいに自然界に帰しましょう。四国化成の(ポンシロール)は安定した消毒・殺菌効果がえられ経済的な維持管理が出来ます。

速効持続型消臭剤

溪流ゴールド

けいりゅう

- ① 浄化槽が臭う時に。
- ② 清掃・くみ取り後の種付け。
- ③ 水溶性フィルムだから簡単投入。
- ④ 消臭成分が素早く脱臭
- ⑤ 微生物の働きで浄化を促進
- ⑥ 浄化槽はいつもすっきり健康

悪臭退治に！

これはまじめに効く！

微生物パワー！



くさいくさい → ポン！ → スッキリ

小型合併槽・家庭浄化槽用に好評です！

四国化成工業株式会社

幕張支社 Tel. 043-296-1665 福岡営業所 Tel. 092-431-4111
大阪支社 Tel. 06-6380-4112 名古屋営業所 Tel. 052-705-0116

浄化槽用塩素剤について

◎保証金不要
◎役所 販売店募集 しています。是非お電話下さい。
◎民間
◎自社の維持管理の他に相当な需要があります。

◎経費削減は社員第一の義務です。 ◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。 ◎下水がどんどん入ってきます。早く気付いて下さい。

特徴

現在の製品は非常に良くなっています。

- 〈1〉今お使いになっているのと同じ有機系塩素剤です。
- 〈2〉従来品の2~3倍長持ちします。(当社比)
- 〈3〉即納体制で翌日配達します。
- 〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

品名 ゴールドSS-900塩素剤

有機系塩素剤トリクロロイソシアヌル酸99%

① ゴールドSS900ST 50g錠 単独用 15kg (50g×6錠×50本)	④ ゴールドSS900 15g錠 単独用 15kg (15g×20錠×50本)
② ゴールドSS900 30g錠 合併用 15kg (30g・5kg×3袋)	⑤ ゴールドSS900M 100g錠 小型合併用 15kg (100g×5錠×30本)
③ ゴールドSS900 30g錠 単独用 15kg (30g×10錠×50本)	⑥ ゴールドSS900J 150g錠 合併用 15kg (150g×5錠×20本)
	⑦ ゴールドSS900 15g錠 合併用 15kg (15g・1.5kg×10袋)

得意取扱品 = 水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、ブロウ、水中ポンプ、フロート、散気管、換気装置、合併取替装置、ルーツブロウ、水中ブロウ、スクリーン、浄化機能促進剤、高圧洗浄機、排水清掃機器、DO、PH、小型MLSS計、採水器、水質検査器、風量計、消泡剤、殺虫プレート、透視度計

株式会社サンケン中部環境研究所

〒443-0104 愛知県蒲郡市形原町三浦17-9 TEL (0533) 57-2026/FAX (0533) 57-1585

日本環境整備事業 西日本 TEL (06) 6314-3712/FAX (06) 6363-0756

東京環境整備事業 東日本 TEL (03) 3370-6644/FAX (03) 3370-4646